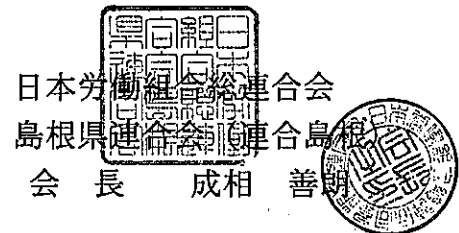


2025(令和7)年3月4日

島根労働局

局長 岩見 浩史 様



最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書

謹啓 貴職におかれましては、県民の雇用安定、県内労働者の権利確保のため、日夜ご尽力されていることに対し敬意を表しますとともに、日頃より連合島根の諸活動に格段のご高配を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

わが国は構造的に生産年齢人口が減少の一途をたどっており、「人材の確保・定着」と「人材育成」に向けた職場の基盤整備が重要です。産業全体で見ても人手不足感が上昇し続けています。将来にわたり人材を確保・定着させ、わが国全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が重要です。最低賃金の課題をはじめ、雇用形態の違い、障がいの有無、国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきと考えます。

連合島根 2025 春季生活闘争では、「みんなでつくろう！賃上げがあたりまえの社会」としたスローガンのもと、四半世紀に及ぶ慢性デフレに終止符を打ち、動き始めた賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる年とし、すべての働く人の持続的な生活向上をはかり、新たなステージをわが国に定着させることをめざしています。消費者物価上昇率が賃金上昇率を上回り実質賃金が低下し、さらに規模間・地域間格差が広がる中であって連合島根は、定期昇給に賃金改善・中小労組格差是正を加えた6%以上の要求を示し構成組織とともに春季生活闘争に取り組んでいます。島根県内の中小企業における賃上げの環境整備は大きな課題であり、社会対話を積極的に行いながら労務費の適切な価格転嫁を実現していきたいと考えています。

地域経済の活性化と県民労働者の生活安定のためには、政労使の真摯な協議と相互協力が不可欠であり、引き続き島根労働局、県行政、経営者団体との連携を図り、取り組みを進めていく所存です。

つきましては、県内労働者の処遇改善、雇用安定維持等に関して貴局所管の下記の施策について充実を図られるよう要請します。 敬白

記

1. 最低賃金制度について

最低賃金近傍で働いている方の多くは非正規労働者である。依然として労働者の4割を占める非正規労働者の労働条件改善は急務であり、最低賃金制度がもたらす影響は益々大きくなっている。昨年の審議では、中央から示された引き上げ目安となる「全ランク50円」を大きく上回る全国でも高い水準の引き上げ額「58円」で結審し、島根県の最低賃金は時間額962円となった。中央との格差が一定縮まる最賃額が決定されたことについては評価している。連合が掲げる「時給1,000円」の達成が視野に入ってきたが、依然として地域間格差は是正しておらず、格差縮小を目的としたランク区分の見直しを行った目的に沿った中央最低賃金審議会における審議となるよう要請するものである。一方で、中小零細の企業では年々賃金上昇に伴う人件費が経営を圧迫している事実もあり、労務費の価格転嫁の促進、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の施策を広く周知し活用頂くとともに効果の最大化を図ることが重要である。労働行政としてこれまで以上に中小企業に寄り添った対応をお願いする。

産業別最低賃金については、産業における公正競争を確保し、公正な賃金決定に資するという産業別最低賃金の意義と目的を今一度認識し、その役割を発揮できる審議会の環境整備にあたられること。

また、賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するように、最低賃金制度の改正周知および監督指導について、より一層の強化を図るとともに、違反事業所の摘発や、業務改善助成金をはじめとする各種制度の周知と中小企業支援策による生産性向上の展開等により制度の実効性を高められたい。

2. 雇用の維持・安定について

本県は、若年層の県外流出による人口減少や生産年齢人口の減少という問題に直面しており、就労者人口の確保は喫緊の課題である。安定した雇用基盤を整備していくことが急務であることから、求人と求職のマッチング状況について調査を実施し、島根県・経営者団体・中小企業団体はもとより各教育機関との連携を図りつつ県内就職機会の向上に向け、地域を挙げた取り組みを引き続き強化されること。

また、技能実習、外国人留学生をはじめとした県内に就労する外国人人材に対する確かな情報収集と発信をお願いしたい。人権を守ることはもとより、適正な就労環境と処遇が保たれるよう島根労働局として監督されたい。

3. 働き方改革の推進について

働き方改革は働く人の視点に立ち、柔軟な働き方が選択できることを目指し推進されてきたものとする。「長時間労働の是正」「有給休暇の確実な取得」「同一労働同一賃金など、すべての業種に対する対応が図られてきた。今一度島根県で働

くすべての労働者への環境を検証し、真の働き方改革となる様取り組みを図られること。

4. 労働監督行政の充実と強化

定期監督実施状況を見ても依然として高い違反率で推移している。違反事業所を一掃すべく以下の点について監督指導の一層の強化を図ること。

- (1) 最低賃金制度の改正周知および監督指導について一層の強化を図るとともに、違反事業所の摘発等により制度の実効性を高めること。
- (2) 県内の労働災害防止について、近年の死傷者数はほぼ横ばいの状況であり、特に 60 歳以上の被災労働者が占める割合が最も高い。高年齢労働者の労働安全衛生などの現状を踏まえ、監督および指導強化を強く要請する。

5. 労働局の労働相談について

連合本部・連合島根で設置している「労働相談ダイヤル」には、多くの相談が寄せられている。近年、雇用契約に関するものと、各種ハラスメントに関する相談が大半を占めている。また、労働者に対し労働基準法を理解しない理不尽な対応をされる事業所も散見される。

- (1) ハローワークをはじめとする就労支援において求人・求職の双方に対して、就労後の雇用契約（口約束でない雇用契約書）の締結について指導を強化されること。
- (2) 使用者のみならず労働者においてもハラスメント防止意識向上のための対応が何よりも求められる。島根労働局におかれてもハラスメント防止に関する啓発に積極的に努められること。また、連合島根との連携継続についても願う。

以 上